

## 別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項から第 4 項まで《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「適用可否 3」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
  - (1) 措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
    - イ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 2,000 人を超える場合において、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 1 項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する事項を公表しているとき（同条第 2 項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）。
    - ロ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 2,000 人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人未満である場合
  - (2) 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける場合において、「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 2,000 人以下であるとき（当該事業年度終了の時ににおいて同項の規定の適用を受ける法人及び当該法人との間に当該法人による法第 2 条第 12 号の 7 の 5《定義》に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が 1 万人を超える場合を除くものとし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限ります。）。
    - イ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 2,000 人を超える場合において、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 1 項に規定する事項を公表しているとき（同条第 2 項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）。
    - ロ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額 1」の金額が 10 億円未満である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数 2」の数が 1,000 人未満である場合
- 3 「教育訓練費の額 15」の欄は、措置法令第 27 条の 12 の 5 第 12 項に規定する教育訓練費の額を記載します。
- 4 「(4) ≥ 4 % の場合 23」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合 14」の割合（以下 4 において「継続雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が 100 分の 4 以上であり、かつ、100 分の 5 未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が 100 分の 5 以上であり、かつ、100 分の 7 未満である場合には「0.1」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が 100 分の 7 以上である場合には「0.15」と記載します。
- 5 「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 25」の欄は、当該事業年度終了の時ににおいて措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項第 3 号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する場合に記載します。
- 6 「プラチナくるみん又はえるぼし 3 段階目以上を取得している場合 29」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項第 3 号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載します。
- 7 「くるみん又はえるぼし 2 段階目以上を取得している場合 33」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3

項第3号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満

たす場合に記載します。